

〔享保集成絲綸錄 三十六〕享保二十卯年十一月

覺

一 雛寸法并同衣服諸道具等之義、總而結構仕出し、商賣致間敷旨、拾五年已前、丑年七月、委細相觸候處、當春も御停止之雛商賣いたし候者有之、不届に候且亦只今迄組合江不入、雛商賣いたし候者有之由、自今雛商賣致度ものは、向々にて組合を定メ商賣いたし、組合互に遂吟味、御停止之雛商賣堅致間敷候、此上組合江も不入、雛商賣致者有之候は、急度可申付候、若組合へ不入者有之候は、其近邊之雛屋共を可申出候、吟味之上、急度可申付條、此旨町中可觸知者也。

十一月

〔雛遊の記^上〕雛の調度の數々なる其中に、犬張子といふ物あり、是も神代より事發りて、惡魔を退け、災異を拂ふ誓ひの物也、其始めは火酢芹命、御弟彥火々出見尊の御徳に及ざる事を去りて、我子孫のもの、隼人と成て仕へ申さんと誓ひ給ふ、此隼人は狗人ともいふて、常に天皇の宮墻のかたはらを離れず、吠る狗まねして、つかふまつるもの也。中今の犬張子も、狗人といふ縁により、拒魔犬の形容をうつして、雛調度の中にも第一の物とするは、惡魔を拂ひ災害を去りぞくる、神代の傳へものなればなり。

〔還魂紙料^上〕雛の蛤貝 古老の傳へて云、むかしはものごと質素にて、雛遊びの調度も、今のごと

く美麗なるを用ひず、飯にもあれ、汁にもあれ、蛤の貝に盛て備へけるとぞ、柳亭曰、今も古風を存

あり、たまり、百姓五節句遊といふ草紙に、雛遊のかたかきたる繪の賛に、蛤は雛に對して昔椀

といふ句を載たり、今の草冊子の類にて、刻梓の年號なしといへども、寶曆元年の作なるべしと

思はる、こと卷中に見えたり、ふ、其角が句に、對して小孟、とい、又、都老子、東都名張湖鏡編に曰、

近年は雛配膳の調度など、殊の外美をつくし、金銀を鏤などすること、はなりぬ、然れども貧賤